「みえの魚イチ押しの店」認定ロゴマーク制作委託業務仕様書

１　業務名

「みえの魚イチ押しの店」認定ロゴマーク制作委託業務

２　履行期間

契約締結日から令和９年２月１９日（金）まで

３　業務の目的

今年度から三重県では、県産水産物に高い関心があり、積極的に取り扱う首都圏等の大消費地の飲食店等を「みえの魚イチ押しの店（以下「イチ押しの店」という。)」に認定し、「イチ押しの店」を起点とした県産水産物の魅力発信を支援することで、県産水産物の付加価値向上を図る取組を行っている。

本業務では、「イチ押しの店」の認定ロゴマークを制作するものである。なお、認定ロゴマークは、認定証への刷り込みに使用するほか、制度及び県産水産物の認知度等の向上を図るため、店舗での掲示、県の発行物（チラシやポスター等)、イベント、WEB などでの活用を想定している。

４　業務の内容

「イチ押しの店」において統一的に使用する、シンボルマークとロゴタイプを組み合わせたロゴマーク１点の制作を行うこと。

なお、企画提案時点では、２案提案すること。

（１）ロゴマークに求める条件

・主に飲食店（高級店から中級店）等で活用できるデザインであること。
・三重県の水産物の特徴が表現されたデザインであること。

※県産水産物の特徴

・三重県の水産物の鮮度の良さは、首都圏の流通関係者の間で高評価を得ている。
・高級品を含めて、数多くの種類の水産物が漁獲される。
・「イチ押しの店」のシェフに対して、桑名のはまぐり、答志島トロさわら、伊勢えび、あわび、春ぶりなどを中心に情報発信を実施する予定。

・長期間（例：10 年間）使用する想定で制作すること。
・ロゴタイプには、「みえの魚イチ押しの店」の文字を使用することとし、書体はオリジナル（既存フォントのカスタムは可）とすること。

・POP、チラシ、ポスター、ステッカー、名刺、各種印刷物、ピンバッジ、のぼり旗等様々な場面で活用することを念頭に、応用ができるデザインであること。
・ロゴマークは、提案する２案についてそれぞれ、カラー及びモノクロの基本形を制作すること。なお、ロゴタイプがシンボルマークの外にあるなど必要な場合にはカラー及びモノクロのロゴタイプ白抜き版の２パターンも制作すること（p.６参照）。
・デザインはオリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。
・デザインは、あらかじめ類似商標がないことを確認したうえで提出すること。
・デザインは、三重県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を参考とし、ユニバーサルデザインに配慮するものであること。
（県 HP 参照：https://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/20759012112.htm）

（２）最終デザインの決定方法
・企画提案書の提案内容（２案）をもとに、県と十分協議のうえ、最終デザイン１点を決定するものとする。

（３）その他
デザインの情報（※）やデータを適宜県に提供すること。
※デザインの情報には、下記の内容を含みます。
・ロゴマーク表示色の指定（CMYK 値）（カラー・モノクロ含む）
・ネガティブ（反転）表示パターン
・余白（アイソレーションエリア）の設定
・表示色と背景色の関係

５　成果物
（１）成果物
制作したロゴマーク等の成果物を AI データ及び SVG ファイル PDF データ形式の印刷用原稿データで提出すること。なお、制作したロゴマーク等は、PNG、JPEG、GIF それぞれの画像形式データでも提出すること。
（２）成果物の提出期限
令和９年２月１９日（金）まで

６　適正な業務実施に関する事項等

（１）守秘義務及び資料転用の禁止

受託者は、業務を実施する上で知り得た情報に対する守秘義務を遵守するとともに、発注者が提供する一切の資料及び電子データを本業務以外の目的で使用してはならない。また、契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

（２）個人情報の取扱い

本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。

（３）事故等が発生した場合の取扱い

受託者は、業務の遂行上、何らかの事故や不適切な事務処理が発生した場合、また、これらにより、情報保全ができなかった又はできていない可能性が生じた場合、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従い対応するものとする。

なお、この場合において生じた費用（個人情報の漏えい等に係る損害賠償金を含む。）は全て受託者が負担するとともに、受託者は、事実を明らかにした報告書を遅滞なく委託者に提出しなければならない。

（４）不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

①受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第２条に規定する暴力団､暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下｢暴力団等｣という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア　断固として不当介入を拒否すること。

イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ　三重県農林水産部漁政課に報告すること。

エ　契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県農林水産部漁政課と協議を行うこと。

②契約締結権者は、受注者が①イ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第７条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

（５）信用失墜行為の禁止

受託者は、業務の実施に当たり、その関係者と利害関係を持つ等、委託者の信用を失墜する行為を行ってはならない。

（６）危機管理

受託者は、本業務の遂行中に事故・災害等が発生した場合においても業務

の遂行に支障を来すことがないような十分な対応策及び緊急時対応体制を整えなければならない。

（７）契約に係る違反

受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

７ 著作権の取り扱い等

（１）受託者の作成作品の知的財産権に関して生じた問題について、委託決定の前後にかかわらず三重県は一切の責任を負わない。

（２）受託者は、本件著作物が、第三者が有する他人の特許権、実用新案権、意匠権、著作権及び商標権等の権利を侵害しないよう留意すること。三重県において、出願・登録をすることとしており、他者の著作権侵害など知的財産権等に関わる問題が生じた場合は、受託者が自らその責任を負担し、受託者の費用でこれに対処、解決するものとする。

（３）本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引渡しが完了したときに移転するものとする。

（４）受託者は、三重県がロゴマーク等の成果物の商標の類似品調査、出願・登録をすることを認めること。

（５）受託者は、ホームページ等への掲載のため二次利用について許諾するものとする。

（６）本契約に基づく成果物の著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む）は、成果物の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。

（７）ロゴマーク等の成果物は、三重県が必要と判断する目的に利用できるとともに、三重県が認める第三者に使用させることができるものとする。

（８）盗作等の不正な行為が判明した場合は契約しないものとし、契約締結後に判明した場合はその契約を解除する。

７　その他

（１）三重県との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。なお、最終デザイン決定までの過程として下記のとおり進めることを予定しているため、遅滞なく対応できるよう全体スケジュール計画を立てること。なお、詳細なスケジュールは県と協議のうえ決定する。

・令和９年１月中旬　　契約締結
・令和９年１月～２月上旬　　デザイン調整・校正
・令和９年２月１９日（金）　ロゴマークの各種データ納入期限

（２）業務の遂行にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容、疑義が生じた場合については、発注者との協議で決定することとする。

（３）業務については、契約金額の範囲内で行うものとし、業務の実施に真に必要なものに使用するものとする。

（４）事業の運営に必要かつ適切な人員配置を行うこと。
また、業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

【参考】

＜基本形＞

カラー



モノクロ



※必要な場合はロゴタイプ白抜き版を制作すること
※提案する２案についてそれぞれ制作すること